

住民基本台帳制度等の概要 について

住民基本台帳制度の目的

～住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第1条～

住民に関する事務処理の基礎

- ・ 住民の居住関係の公証（閲覧や写しの交付）
- ・ 選挙人名簿の登録
- ・ 国民健康保険・介護保険・国民年金の被保険者の資格や児童手当の受給資格の確認
- ・ 学齢簿の作成
- ・ 生活保護及び予防接種に関する事務
- ・ 印鑑登録証明に関する事務

住民の住所に関する届出の簡素化

住民に関する記録の正確かつ統一的な管理

住民票の記載
基本は届出（転入、転出）
職権による記載（出生届など記載の届出）
→戸籍との連携・・・戸籍の附票

・住民の利便性の向上

・国及び地方公共団体の行政の合理化

住民票、戸籍の附票とは

住民票及びその除票

- 「**住民票**」は、**市町村における住民の現在の居住関係(現住所)を公証**することが目的。住民基本台帳法に基づき、市町村ごとに作成。
- **ある住民が死亡したり、転出したりすると、住民票は消除。**
- **消除された住民票(=住民票の除票)**については、除票に記載されている個人情報[※]を長期間保有していることが不相当であり、また、市町村にとって負担となるため、その**保存期間**を**住民基本台帳法施行令において5年**としている。
- **住民票の記載事項(住民基本台帳法第7条ほか)**
氏名、生年月日、性別、住所、世帯主氏名・続柄、戸籍の表示(本籍及び筆頭者氏名)、マイナンバーカード、住民票コード、選挙人名簿の登録に関する事項、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金の被保険者の資格に関する事項、児童手当の受給資格に関する事項 など

| 住 民 票 | | | | | | | | | |
|-------|---------|---|-----|----|-----|----|-----------|-----|-------|
| 氏名 | 明 大 昭 平 | 男 | 世帯主 | 続柄 | 世帯主 | 住所 | 住民となつた年月日 | 昭 和 | 年 月 日 |
| | 年 月 日 生 | 女 | | | | | 異動日 | 昭 和 | 年 月 日 |
| 本籍 | | | | | 筆頭者 | | | | |

戸籍の附票及びその除票

- **住民票の氏名等の情報を戸籍の氏名等の情報と一致させるため、住民票と戸籍を連携させるものとして「戸籍の附票」が存在。**戸籍の附票には、**これまでの住所の履歴が記載**されている。
- 戸籍の附票は、住民基本台帳法に基づき、戸籍を単位に作成されるため、**戸籍がある限り戸籍の附票も存在し、戸籍に記載されている者全員が死亡した場合には、戸籍が消除され、戸籍の附票も消除。**
- **消除された戸籍の附票(=戸籍の附票の除票)**の**保存期間**は、住民基本台帳法に基づくものであるため、住民票の除票と同様、**住民基本台帳法施行令において5年**としている。
- **戸籍の附票の記載事項(住民基本台帳法第17条ほか)**
戸籍の表示(本籍及び筆頭者氏名)、氏名、住所、住所を定めた年月日 など

| 戸籍の附票 | | | | | | | | | |
|-------|---|---|---|---|---|---|-----------|----|--|
| 住所 | | | | | | | 本籍 | | |
| 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 住所を定めた年月日 | | |
| 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | | | |
| 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | | 氏名 | |

住民票(例)、戸籍の附票(例)

住 民 票 (例)

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-------------------|--|---------|---|-------|-----------|-------------------|-------|-----------|--------|------------|------|---|---|--|
| 氏名 | この ぎたろう | | 明大 昭平 | 男 | 甲野義太郎 | 本人 | 世帯員数 | 2 | 4・1・10 | ・ | ・ | x | x | x | |
| | 甲野 義太郎 | | 40・6・21 | 女 | | 続柄 | 世帯員番 | 1 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| 住所 | 東京都千代田区霞が関五丁目1番1号 | | | | | 住民となつた年月日 | 明大昭平 出生 4・1・10 転入 | 届出年月日 | 昭平 4・1・10 | 住民票コード | XXXXXXXXXX | 世帯番号 | | | |
| | | | | | | 異動年月日 | 昭平 転居 | 年月日 | 昭平 転居 | 個人番号 | XXXXXXXXXX | 備考 | | | |
| 本籍 | 東京都千代田区平河町一丁目4番地 | | | | | 筆頭者 | 甲野 義太郎 | | | | | | | | |
| 前住所 | 東京都中央区銀座九丁目1番1号 | | | | | | | | | | | | | | |
| 転出 | | | | | | 昭平 | 転出予定 | 届出年月日 | 昭平 | | | | | | |

国民健康保険

| | | |
|----------------|-------------|-------|
| 記番号 | XXXXXXXX-XX | |
| 資格取得 | 昭平 昭平 | |
| 資格喪失 | 昭平 昭平 | |
| 退職被保険者又は被扶養者の別 | 当該年月日 | 非該年月日 |
| 退・被扶 | 昭平 | 昭平 |
| 退・被扶 | 昭平 | 昭平 |
| 備考 | | |

後期高齢者医療

| | | |
|------|-------|--|
| 番号 | | |
| 資格取得 | 昭平 昭平 | |
| 資格喪失 | 昭平 昭平 | |
| 備考 | | |

選挙人名簿

| | |
|----|-------|
| 登録 | ***** |
|----|-------|

児童手当

| | |
|------|----|
| 支給開始 | 昭平 |
| 支給終了 | 昭平 |
| 備考 | |

国民年金

| | |
|-----------|----------------------|
| 基礎年金番号 | XXXX-XXXXXX |
| 資格得喪・種別変更 | 昭平 x・x・x 昭平 昭平 昭平 昭平 |
| 備考 | |

介護保険

| | | |
|------|-------|--|
| 番号 | | |
| 資格取得 | 昭平 昭平 | |
| 資格喪失 | 昭平 昭平 | |
| 備考 | | |

戸籍の附票(例)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|---------------------|------------------|-----------|-------|-------|-----|---------------------|
| (3) | | | | | (2) | | | | | (1) | | | | | 番号 | 平成4年1月10日 | 年 月 日 | 消 改 作 | 除 製 成 | 本 籍 | |
| 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | | | | | | | 平成4年1月10日転入届出 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 平成4年1月10日転入届出 | 平成4年1月10日転入届出 | 平成4年1月10日 | 年 | 月 | 日 | 東京都千代田区霞が関五丁目一丁目四番地 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 東京都千代田区霞が関五丁目一丁目一番号 | 東京都千代田区霞が関五丁目一番号 | 平成4年1月10日 | 年 | 月 | 日 | 住所を定めた年月日 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 平成4年1月10日 | 年 | 月 | 日 | 氏名 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 平成4年1月10日 | 年 | 月 | 日 | 甲野 義太郎 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 平成4年1月10日 | 年 | 月 | 日 | 名 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 平成4年1月10日 | 年 | 月 | 日 | 梅子 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 平成4年1月10日 | 年 | 月 | 日 | 義太郎 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 平成4年1月10日 | 年 | 月 | 日 | 名 |

戸籍(例)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|--|--|--|----|--|----|--|------|--|--|--|------------------|--|----|--|-------|--|
| | | | | | | | | | | 本籍 | | 東京都千代田区平河町一丁目四番地 | | | | | |
| | | | | | | | | | | 平成四年杳月拾日編製印 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 昭和四拾年六月式拾杳日東京都千代田区で出生同月式拾五日父届出入籍印 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 入籍印 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 平成四年杳月拾日乙野梅子と婚姻届出東京都千代田区平河町一丁目四番地甲野幸雄戸籍から入籍印 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 昭和四拾杳年杳月八日京都市上京区で出生同月拾日父届出入籍印 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 平成四年杳月拾日甲野義太郎と婚姻届出京都市上京区小山初音町十八番地乙野梅子戸籍から入籍印 | | | | | | | |
| 生出 | | | | 妻 | | 母 | | 父 | | 生出 | | 夫 | | 母 | | 父 | |
| | | | | 梅子 | | 春子 | | 乙野忠治 | | 昭和四拾杳年杳月八日 | | 義太郎 | | 松子 | | 甲野幸雄 | |
| | | | | | | 女 | | 長 | | | | 男 | | 長 | | 甲野義太郎 | |

住民基本台帳ネットワークシステム

住民基本台帳法に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムを構築。

- 市町村は都道府県、都道府県は地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に本人確認情報を送信
- 本人確認情報の提供先及び利用可能事務は法律又は条例で限定

➡ 住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）は市町村と都道府県が連携して構築しているシステム

○ 本人確認情報
4情報(氏名・住所・生年月日・性別)、
個人番号、住民票コードとこれらの
変更情報

住民基本台帳ネットワークシステム

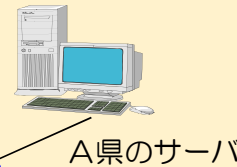
《市町村》

《都道府県ネットワーク》

《全国ネットワーク》

既存住基システム

CS*

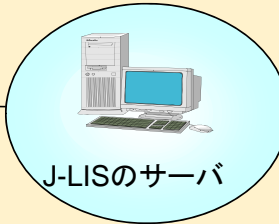


【全国サーバ（J-LISのサーバ）の保有情報】
全国の住民の本人確認情報

既存住基システム

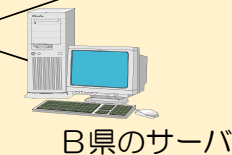
CS*

専用回線網



既存住基システム

CS*



専用回線
又は
磁気媒体

事務の処理に関し、
求めがあったときに限り、
保存期間に係る
本人確認情報を提供

既存住基システム

CS*

B県のサーバ

【既存住基保有情報】
氏名、住所、生年月日、
性別、世帯情報、戸籍、
住民となった日、住民票
コード、個人番号 等

【CS保有情報】
市町村の住民の本人
確認情報

【都道府県サーバ
保有情報】
都道府県の住民の
本人確認情報

行政機関
(国・地方公共団体等)

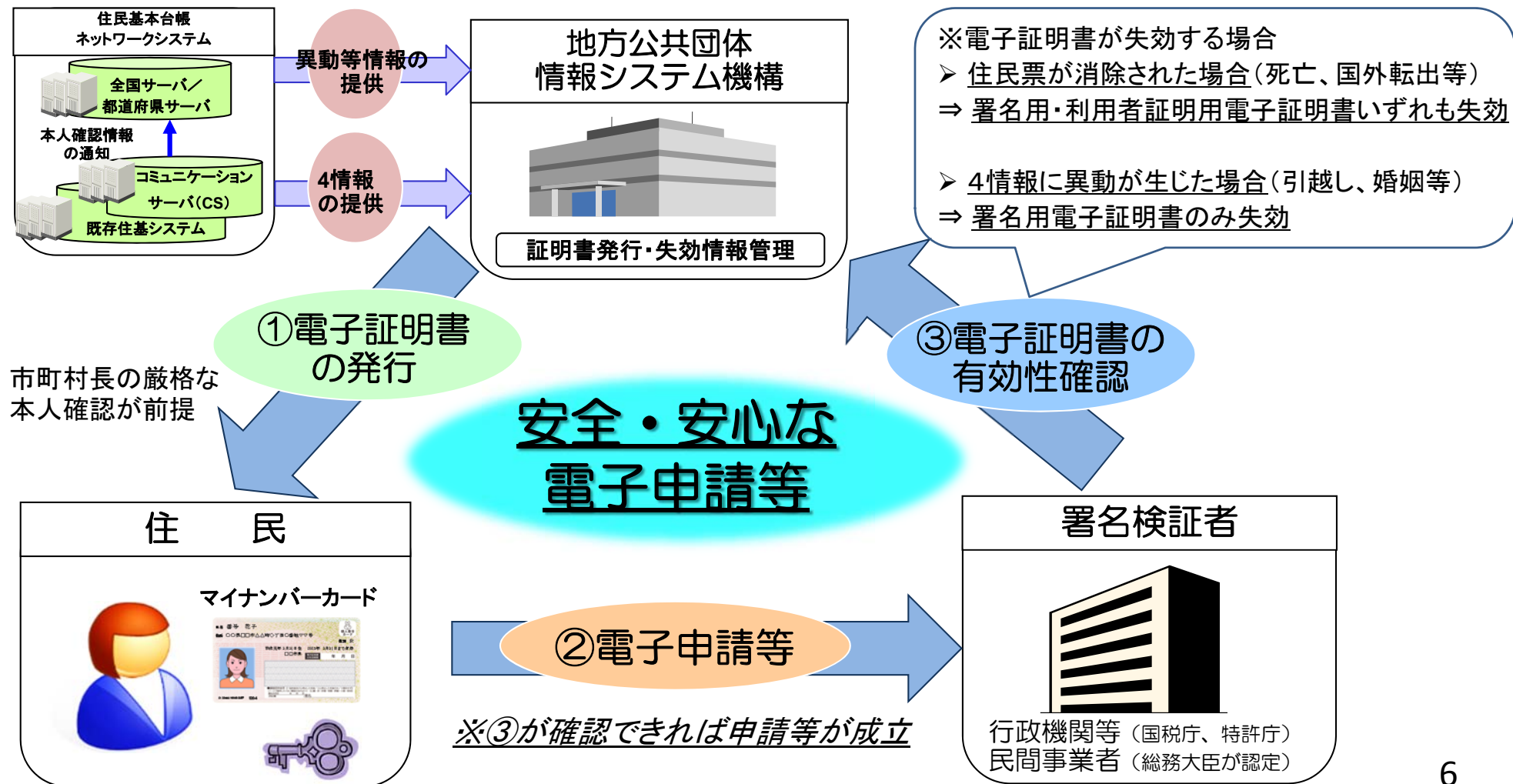
- ・年金等の支給事務
- ・資格試験の実施事務
(司法試験、不動産鑑定士等)

※CS（コミュニケーションサーバ）：各市町村に既に設置されている住民基本台帳事務のためのシステム（既存住基システム）と住基ネットとの橋渡しをするために設置されたサーバ。

公的個人認証制度の概要

ポイント

- 公的個人認証サービスは、電子証明書を用いて、成りすまし、改ざん、送信否認の防止を担保し、インターネット上での本人確認や電子申請等を可能とする公的なサービス。
- 電子証明書は、市町村が管理する「住民票」に基づき、市町村での対面による厳格な本人確認を経て発行。
- マイナンバー制度導入時に、マイナンバーカードに電子証明書を標準搭載し、公的機関に限られていた利用を民間にも開放。



マイナンバーカードについて①

- マイナンバーカードはマイナンバー(個人番号)が記載された顔写真付のカード
- マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー(個人番号)と本人の顔写真等が表示される。
- 本人の申請に基づき、市区町村長が厳格な本人確認を行った上で交付。
(カードの申請受付、作成業務等は、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に委任して実施)

マイナンバーカードの表面



- おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できる。

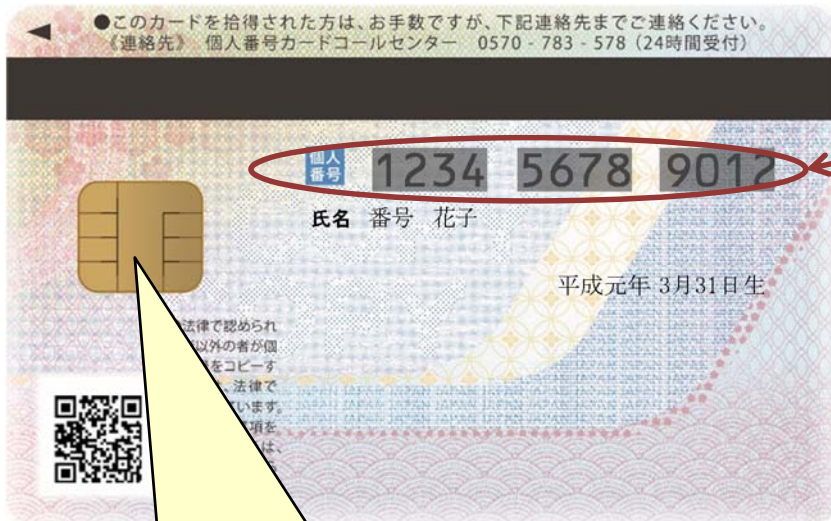
- カードの有効期間が満了する日
発行の日から10回目の誕生日、
ただし、20歳未満は、発行の日から5回目の誕生日
- 電子証明書の有効期間が満了する日
発行の日から5回目の誕生日
- 追記欄
住所や氏名等の記載事項に変更があった場合に、
新しい情報が追記される

失効

- ・海外に転出したとき
- ・引っ越しの際、転出予定日からから30日、転入した日から14日を経過しても転入届を行わなかったとき
- ・引っ越しの際、転入先の市区町村でカードの提出を行うことなく90日を経過したとき、又はその転入先市区町村から転出したとき
- ・死亡したとき

マイナンバーカードについて②

マイナンバーカードの裏面



ICチップ内のAP構成

電子証明書
(署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等 (e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等) のほか、総務大臣が認める民間事業者も活用可能

署名用電子証明書のイメージ

| | |
|-------|-----------------|
| 氏名 | 露 太郎 |
| 生年月日 | 〇年〇月〇日 |
| 性別 | 男 |
| 住所 | 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2 |
| 発行番号 | S1111 |
| 発行年月日 | 〇年〇月〇日 |
| 有効期間 | 〇年〇月〇日 |
| 発行者 | 機構 |

署名用公開鍵

利用者証明用電子証明書のイメージ

| | |
|-------|--------|
| 発行番号 | R2222 |
| 発行年月日 | 〇年〇月〇日 |
| 有効期間 | 〇年〇月〇日 |
| 発行者 | 機構 |

利用者証明用公開鍵

民間も活用が可
幅広く

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例: 印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に